

# 広報わたらい

昭和50年4月20日

選挙特集号

## 選挙の年

### 度会町選挙管理委員会

委員掛橋良一



昭和五十年を迎えて思うことは、物価高と破産と経済不況の話である。これらの諸問題は、私どもの日常生活と切り離すことのできない問題ではあるが、もう一つ忘れてはならない問題が待っている。

毎日の新聞を見ても、選挙の記事が満載されている。

度会町選挙で、今年は第八回目の統一地方選挙の年である。

ごとき大都市首長選挙の情報が、ときに東京、大阪の首長の統一地方選挙を、三重県だけで考えてみると、十三市

二年以來四年ごとに展開され、それは統一地方選挙である。

十六町村のうち選挙を実施し市町村は、二市九町村だけで約八十五%の市町村では、何らかの選挙が実施されることになっている。三重県では四月十三日に行なわれた県議会議員の選挙があつたから投票箱を使用しない市町村は、県下に一つもないことになる。

選挙は、何の選挙でも、何時の選挙でも厳正公明に施行されなければならないはずであるが、それが身近かな選挙になればなるほど感情に走り、それに感じて不快に思つた。それは思ひぬ弊害を醸し、地方自治の発展の上に思ひぬ害毒を流すことがある。

競争のように赤青の旗幟物



## あなたの明るい社会一票

すこやかな町を築こう！正しい一票

と思う。

度会町にあつては、四月二十日告示、四月二十七日投票の町長選、六月には、町議会議員選が実施される予定になっている。いずれも私共のもつとも身近かな、大切な選挙であることは、申しまでない。厳正にして、公明な選挙が実施されたいものです。立った人も、立った人も、後味が芳じゅんな選挙でありたいのです。

候補者の胸に飾る純白のバラの花、優雅な汚れなき品格ある花の精を思い浮べたいものです。

終

# 町長選挙（四月二十七日）

## 明るく正しい一票を

ことは、全国統一地方選挙の年です。

四月十三日に実施された、

県議会議員選挙をはじめ、四月二十七日には町長選挙が行なわれます。また当町は、六月に町議会議員の選挙も行なわれることになります。

選挙は、民主主義の根本であります。明るく正しい選挙が行なわれてこそ、眞の民主的な明るい社会が建設されるものです。

そのためには、まず一人一人が正しい知識と、善良な判断と自由な立場で代表者を選んでください。

投票できる人は、選挙人名簿に登載されている人です。選挙人名簿は、住民基本台帳をもとに作成されておりました。したがって昭和三十年四月二十八日までに生まれた人で、昭和五十年一月十五日以前から当町に住んでいる人が対象者となっています。

投票できない人は、昭和五十年一月十六日以降の転入者は、今回の名簿に登録されませんから投票できません。また町外へ投票日までに転出された人も、度会町長選挙の投票はできません。

午後八時から午前七時までの間は、街頭演説、選挙運動用自動車からの連呼を行なうことができません。

3選挙運動のできる者の制限

選挙の公平を確保し、また選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにするため、公務員

については、それぞれの関係法律によつて選挙運動を

せん。

ロ、文書図画の掲示

候補者一人につき、町長一、五〇〇枚、町議会議員五〇〇枚で有料の選挙運動用通常葉書以外は一切頒布することができます。

ハ、連呼行為

学校および病院、診療所

その他の療養施設の周辺

においては、静穏を保持

るように努めなければなりません。

ハ、飲食物の提供

選挙運動員は、無報酬が原則です。

但し、交通費と制限額の範囲内での弁当は支給できます。

選挙事務所で運動員等に茶葉の提供はできません。

以上基本的な事項を書きま

したので、詳細は選挙管理委

員会に問い合わせてください。

◆取支報告書は、昭和五十

年五月十二日午後五時ま

でに必ず報告すること。

の身体障害者の場合は、在宅投票もできます。手続きが複雑ですから二十一日まで、町選挙管理委員会へお尋ねの上、手続をしてください。

### ◎選挙運動について

#### 1選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日の告示があり立候補の届出をしたときから選挙期日の前日までの間です。

立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

選挙人名簿登録者数		
昭和50年3月17日現在		
字名	男	女
注連指	129	140
田口	126	117
麻加江	102	106
坂	52	61
長原	122	152
立花	67	80
鰐立	34	38
岡	90	94
大久保	73	75
平牧	119	133
戸橋	121	123
棚木	308	347
大野原	221	243
葛	95	95
下久具	86	93
上久具	92	96
田中	34	31
當	36	35
茶屋庄	25	28
川口	95	96
栗原	73	71
中之郷	57	69
日向	56	56
五ヶ町	27	27
小川	58	68
火打石	30	30
駒ヶ野	54	62
小萩	44	59
柳	57	66
市脇	42	44
脇出	94	100
和井野	110	119
南中村	200	204
上川	36	36
合	2,965	3,194
	6,159	

## 広報 わたり

### 不在投票のあらまし

不在投票事由
やむを得ない事由で、投票日に投票所へ行くことができない方
自宅で郵便によつて
船内（船員に限る）
郵便で申し出る。

### 5演説などによる選挙運動

イ、個人演説会

個人演説会は、公営施設を使用して開催するものと、そうでない施設を使

用して開催するものと二

### 町選挙日程表

- 20日・選挙告示
- ・立候補届出受付
- ・不在者投票開始
- ・選挙運動開始
- 21日・立候補届出締切
- 24日・選挙立会人届出締切
- ・選挙立会人くじ執行（午後5時15分）
- 26日・不在者投票締切
- ・選挙運動最終日
- 27日・投票時間
- 午前7時から午後6時まで